研究ノート

ソ連農業における新たな試み

叶　秋男

第一章　ソ連の食糧問題

ブレジネフ政権が発足して、すでに十五年の歳月が過ぎた。この十五年という期間が農業政策の時間的要因として、長いか短いか議論は様々あろうかと思うが、著書には、一応適当な評価の節目になるのではないかと思われる。但し、ここでは専らそれを論じようというのではないので、極簡単にブレジネフ農政十五年の実績をみてみると、ここ五ケ年間の年平均穀物生産高を二億tの大台にのせた（因みにフルシチョフ農政後期の一九六一―一九六四年の同数値は一億三千万t）のをはじめ、ほとんどの農畜産物の増産をかちとり（表1参照）、この間膨大な投資によって農工複合体への物質的・技術的基盤づくりを推進するなどの成果を上げたといえる。

しかしながら、相変わらず量・質とも国民経済レベルの農産物需要を満たすことができない虚弱体質を克服するまでに至っておらず、農業が国民経済発展の隘路であるパターンを脱け出ていない。幾つかの問題点を掲げてみよう。(i)食肉・牛乳、新鮮な野菜や果物といった食料品の人口一人当りの消費量は、生産高の絶対的増加に伴

表1　農産物生産高

	1961—1965（年平均）	1976—1979（年平均）
穀物　百万t	130.3	209.0
ツェントネル/ha	10.2	16.3
綿花　百万t	4.99	8.67
ツェントネル/ha	20.6	28.8
甜菜(工業用)　百万t	59.2	90.7
ツェントネル/ha	165	242
ひまわり　百万t	5.07	5.48
ツェントネル/ha	11.2	12.1
亜麻繊維　千t	408	421
ツェントネル/ha	2.6	3.6
じゃがいも　百万t	81.6	86.5
ツェントネル/ha	94	123
野菜　百万t	16.9	26.1
ツェントネル/ha	116	154
食肉(屠殺量)　百万t	9.3	14.8
牛乳　百万t	64.7	93.2
卵　十億個	28.7	61.9
羊毛　千t	362	458

(表1)　Народное хозяйство СССР в 1979 より作成

って徐々に伸びてはいるが、食料・日用品の小売価格が安定していることもあって、勤労者所得の伸びに伴う食料品需要は、現在の供給をかなり上回るものになっており一部に品不足の状態が生じている(ii)ブレジネフ農政は、農産物買付価格（生産者価格）の引上げを行うも、食料品小売価格は社会主義の体面を傷つけまいとする配慮からか、その価格引上げが政治問題化しやすいことを慮ってか、安定維持させる方針を貫いている（一九四〇年の物価指数を一〇〇とすると、一九七七年の食料品グループのそれは一五三・七)。このため生産者価格が小売価格を上回る、所謂逆鞘現象が生じており、グルシコフ国家価格委員会議長によれば、この差額を埋めあわせるために支出される肉食・乳製品の価格差補助金の額は、二二〇億ルーブル（一九七八年）を超えているという(1)(iii)穀物の年平均収穫高は二億tの大台にのったが、

各年の収穫高は不規則を極め穀物の国家調達計画が一定せず、畜産・軽工業を始め、他の部門に与える影響が大きい。また特に飼料不足が深刻で、貿易により必要量の幾許かを補なっている状態である　(iv)農工複合体の建設が充分でないため、生産された農産物の量的・質的ロスが大きい。収穫機械は改善の余地があり、輸送網は充分に発達しておらず、穀物倉庫が足りない。調達倉庫、冷蔵庫、加工企業も不足しており、調達係や販売の活動が非能率である。その結果、農産物は店頭に着くまでに売り物にならなくなることがよくある。このようにざっと掲げただけでも極めて深刻な問題を抱えているのである。

ところでこれらの諸問題は、全体として食糧問題として集約できないだろうか。ここで食糧問題とは、「基本的に、所得・価格を媒介として成立している既存の消費水準が脅かされようという時に登場する問題」[2]を意味する。勿論ソ連経済には国民経済レベルの価格メカニズムがないこともあって、その現われ方は特異ではあるが。この点もう少し説明を加えてみよう。

既に生産者価格と小売価格の逆鞘現象について触れておいたが、その原因は政策的な硬直的価格体系にある。年毎に全階層にほぼ一率して起こる貨幣所得の増加とともに、嗜好変化を伴う食料品の消費者需要が絶えず増大していく。それは原材料・飼料としての農産物需要の比較にならぬ増大に繋がるため、供給能力にそれに見合うだけの改善がないか、価格に一時的にも消費者需要を沈静させる作用を及ぼすメカニズムがない限り、品不足の現象となる。これは奇蹟的な生産力の継続的発展がない限り、固定的な価格体系の経済の下で、いわば必然的な現象であろう。しかし、ソ連は、良くも悪くも、生産力の飛躍的な発展は社会主義経済の本質であるという立場をとっており、一途に供給の改善を図ろうとし、現実のギャップは価格差補給金で〈一時的に〉埋めあわせてお

こうとするのである。だがその〈一時的〉なはずの手段も、年毎に増額され、今日では国家予算の一〇%と目されるまでになっている。こうした由々しき事態に、ソビエト当局者が通常取れるもう一つの手段は、市民に消費を押えるようキャンペーンを張ることである。ソ連の「肉なしデー」キャンペーンは、すっかり馴染みのものになっているが、それでもこうした運動は一時的なものでない限り政治問題化しやすい。従ってどうしても供給条件の一層の改善がいわば至上命令になってくる。こういったことがソ連における農業部門を中心とする、機構・制度の絶えざる改革の背景をなしている。

食糧問題は、個別的農産物の生産・流通構造の側面からみる事も重要である。それによって今日ソ連で最も貴重な食料品である食肉、新鮮な野菜・果物といったものの生産には、それら特有の経済的・技術的問題が絡み合っている事が理解されるからだ。例えば、食肉を供給する畜産部門は恒常的な飼料不足に悩まされているが、ソ連の場合、家畜用配合飼料中の非穀物添加物の割合が平均三〇～三五%*と低く、それだけ飼料穀物需要が高い訳である。さらに柴山露夫氏の研究によれば、ソ連における穀物消費量（純貿易量を含む）の分類（種子、工業用、食用、ロス、飼料用）中、最も収穫高変動の影響を受けるのは、飼料用穀物である。因みに七五年の凶作の翌年の穀物消費量は前年比で、種子一〇〇%、工業用一〇〇%、食用一〇〇%、ロス五八・三%、飼料用六九・三%と推定されている。[3] この結果、七六年にはロス率を一二・二%から八・六%まで引下げる努力が払われた甲斐もなく、畜産は正に〈危機的なほど悪化〉した。いわばこうした穀物の計画的配分が序列的構造にあることが、穀物及び飼料作物の不作によって勢い飼料不足を生み、畜産に深刻な打撃を与えるというパターンを生む訳である。

＊ 我が国の場合の非穀物添加物の割合も五四年統計で三三・七%であるから、一見問題となる数値ともみえないかもし

れないが、所謂畜産国との比較でみると飼料穀物の需給バランスに関わる意味を持つ比率である。一部畜産国の中にはその比率が七〇%とかなり高いところがあり、農業の工業化を推進しているソ連としては、そうした例を見習おうとしているようである。飼料穀物とは、ソルガム、ミレット、大麦、カラス麦、ライ麦など、小麦・米以外の穀類を指す。なおそれは飼料不足の大きな原因になるとは言い難いが、ソ連では食習慣的好みによるのか二三・三%と雑穀食用比率が高い

次に野菜・果物についてみてみよう。野菜の生産は、一九七五―一九七九年の年平均収穫量は二六一〇万tと、六〇年代前半の平均収量の一・五四倍に伸び、これまでのところ比較的安定した調子で連続的な伸びを記録してきた。しかし、絶対量の伸びはどうであれ、住民の需要を満たすまでに至っていない。ところでこれらは、全生産高の三割近くが私的部門の生産によって占められていること、また商品化率も高い（七五・七%―一九七九年）という、作物の特質によると思われる特徴的な構造をしている。野菜のように痛みやすい作物は、適宜収穫と同時に供給ルートに乗せることが重要であり、また独立採算の下では速やかな資金回収がそのスムースな供給を確保する条件でもあるだろう。その意味からも、調達機関を経ようと、コルホーズ市場を経て消費過程に入ろうと、そうした農産物は商品生産物として弾力的に処理されることが需給バランスを確保する上で重要なのである。こうした観点から野菜の商品化率の上昇傾向という事態を判断すると、今後、一層弾力的な供給体制づくりが進むか否かが供給改善の鍵となるであろう。

以上みてきたことによって明らかなように、ソ連の食糧問題は計画制度のあり方と絡み合って惹起している。ソ連の自然・気象条件が農業に厳しいものであることは今さら指摘するまでもないことだが、近年のごとく五年

に三年までが気候不順ともなると、それを克服する農工複合体が効果を上げるまでにさらに巨額の投資と時間を要するであろうし、当面の食糧計画はさらに制約のきついものとならざるをえなくなろう。そこで今日、既存の生産ポテンシャルを最大限に利用して増産を図るとともに、生産された農産物の効率的な消費を追求することがソビエト当局の最重要課題とならざるをえないし、事実そうなってきている。

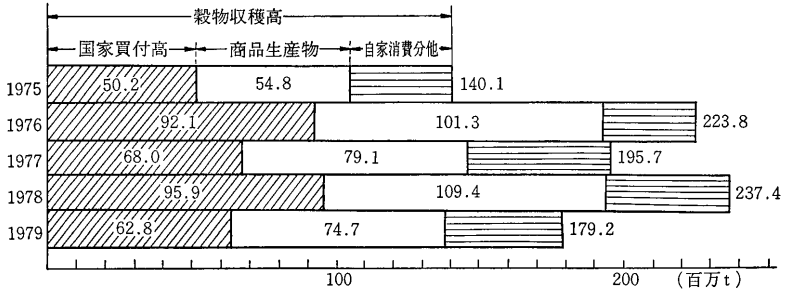
果してソビエト当局はこうした問題の解決を意図して、一九七八年七月の『ソ連農業のさらなる発展について』に始まる幾つかの決定で、既存の計画制度改善の措置を打ち出してきた。中でも重要と思われるのが、一九八〇年一一月の『農業生産物の生産と買上げの計画化と経済的刺激の改善について』[4]（以下「一一月決定」と略す）と、一九八一年一月の『市民の個人副業経営における農産物の生産増加のための追加措置について』[5]（以下「追加措置」と略す）の二つの決定であろう。以下この二つの決定をめぐるソビエト農業の新たな試みについて考察してみたい。

第二章　一九八〇年一一月決定の主要内容

第一節　計画的作業の改善策

我々は前章で、ソ連の場合穀物生産が畜産の鍵を握っていること、あたかも計画配分の優位項目への引渡しが済んだ余剰が飼料用として回されるがごとき構造にあることをみたが、これをさらに国家調達量・商品生産物量という分類によってみてみると、なお興味ある傾向が浮び上ってくる。**表2**は一九七五年から一九七九年までのそれぞれの関係を図示したものだが、第一に、農民は商品生産物用＋自家消費用として、ほぼ定量分だけ差引い

表　2



（表2）　Народное хозяйство СССР в 1979より作成

て、国家への農産物販売を行なっている。第二に、不作の年ほど自己消費用に手元に残す割合が高い、という特徴が理解されよう。こうした国家調達の現状は、先の飼料用穀物の扱いと同様、食糧問題解決の目処を立てにくいものにしている。こうした事態をソビエト当局がどう解釈するかは容易に推察される。気候不順による凶作といっても、社会的セクターでの農民の緊張が欠如していることも被害を大きくする原因であり、国家への農産物販売計画に対する関心の薄さを反映するものではないか、といった具合であろう。

果して十一月決定はまず統一買付計画の確立を謳っている。注意されたいことは、この統一買付計画の存在そのものは新しいものではなく、クラスノピフツェフの指摘するごとく[6]、近年その他の追加課題が多く現われるようになって、計画そのものの動員的役割を減じさせ、生産の合理的組織と生産バランスの達成を妨げ、より良い生産指標を斗いとろうとする何らの刺激も提供しなくなったことが反省されているのである。そこで上からの確認指標数も削減されることになった。

連邦共和国閣僚会議、ソ連邦省・庁によって、コルホーズ、ソフホーズ、他農業企業・合同に伝達される主な五ヶ年・年次計画指標は次の通りである。

(i)農産物の国家への販売量（物量表示）　(ii)基本的農業機械（トラクター、自動車、穀物取入用コンバイン他）の供給量、肥料・殺虫剤・除草剤の供給量、養禽工場・畜産コンプレクス・品種農場への総合飼料の引渡量、年次計画に含まれる建設材料・石油製品・その他の引渡量　(iii)科学・技術成果の導入課題　(iv)賃金基金（ノルマチーフ）　(v)利潤計画、国家予算への納付、国家予算からの支出　(vi)基本フォンド・最重要生産能力・非生産的用途施設の操業開始、国家基本投資と建設―組立・請負作業の限度。ただし(v)(vi)にソフホーズ・国営企業を対象としたものであり、(vi)はコルホーズにも伝達される。

これを受けて各経営で、専門家、コルホーズ員、労働者が参加して個別的な生産計画が作成されるのであるが、それらの五ヶ年・年次計画で決定される経済指標は、個々の地方の特殊性・先進的経験・研究機関の推薦を加味した、農産物生産高、作付面積の規模と構成、家畜の頭数、農産物収穫量、畜産生産高、生産技術・組織その他農業発展指標ということである。一応経営における生産・技術・組織計画の分野での諸権利が拡大され、経営イニシアチヴの向上が図られているのが目につく内容となっている。なおこれらの規定が与えられている第六項には〈多くの例があった、コルホーズ、ソフホーズ、他農業企業・合同に対する、ソ連邦経済社会発展国家計画の規定にない課題を無理強いする行為を不法とみなす〉との一文が挿入されており、ともかくも国家調達計画を安定させようとするソビエト当局の配慮の跡が窺える。

十一月決定の主要内容のその二は、農産物の買付割当と同時に、基本建設、物的資源、他の指標の上限が伝達されることになり、年次計画ばかりでなく、五ヶ年計画におけるバランスを改善しようとするねらいも含まれて

いることである。これは一九七九年に出た工業部面を中心とする計画システム改善策と軌を一にするもので、既存能力のフル活用、既存企業の再建と技術的再装備に重きを置いたフォンド配分が謳われており、投資効率の引上げを図ろうとするものである。

そして最後に、一九七九年十一月決定で、農産物の品質保持に関わる計画化改善の問題—具体的には、(i)生産された場所での農産物の買付けへの転換をはかる (ii)腐りやすい果物・野菜の受け取りと支払いに対する処置—として省庁に指示されていた事柄について具体的解決策が提示されたことが掲げられている。既に野菜等がその性質上、従来の計画的作業に馴染まないものであることを指摘しておいたが、その制度的起因のロス現象と生産の伸び悩みの実態を伝えるソビエトの文献は数知れずある。数年前党機関紙プラウダ紙上で、所謂〈野菜論争〉なるものが展開されたことも記憶に新しい。それは野菜の生産が増えないことの不満を訴える一労働者の投書に始まり、野菜の価格形成や流通問題などの具体的問題点が論じられたのであるが、この論争の中から、詰まるところ野菜のような季節によって変動の激しい農産物に硬直化した価格体系を当てはめるところに問題がある。長期的に野菜経営をして収益率の低下を招き、生産意欲の減退へと繋っているのだという認識が表面に浮び上がった。今回の決定は、そうした認識の実際の政策への反映ということになろうかと思うが、関連省庁・企業・組織は、買付けを組織するとともに、経営が供給する全生産物の間断なき受け入れを保障することが義務づけられ、さらに(i)規準外*の果物・野菜・新鮮なまま、あるいは加工して利用する腐りやすい生産物 (ii)契約量以上に引渡された腐りやすい規準内生産物については、調達機関が当事者間で同意された条件と価格で受け取る権限が付与された。

ソ連農業における新たな試み

＊ ソ連の出荷規格は、規準内（стандарт）と規準外（нестандарт）の区別だけで、規準外とは、一般には人間の食品とはならないものを指す。

生産から消費への流れの中で、これまで輸送と貯蔵ということも農産物供給の大きなネックとなっていた。そこで今回、輸送については、調達機関専用輸送用車両が確保される運びとなり、これに伴い農産物の買付けは、農場において直接に納入と引渡しが行なわれることになった。この生産地直取引の対象として示されている農畜産物は、野菜、果物、漿果、葡萄、じゃがいも、牛乳、家畜といったものである。輸送については、この他に農産物の買付けを実行する企業・組織が、輸送・発送・荷卸しの全費用を負担するのを原則とし、農場所属の車両によって生産物の引渡しが行なわれた場合には、使用された輸送種類のノルマと価格に従って運搬・荷卸費用を調達機関が補償するということも含めて規定されている。

貯蔵について重要な改善策は、決定によれば野菜・果物の保管の改善とより均等な調達の確保を目的としてということだが、要は調達機関所属の倉庫が不足していて調達された農産物のロスが起きやすいため、コルホーズ、ソフホーズ、他農業企業・合同の倉庫を活用する方針が打ち出された。これに伴う計画制度の変更は、調達機関との取引項目に盛られた農場内保管生産物が、その年度の国家への販売計画の達成として貸方記入されることである。

以上、主だった農業における計画化作業水準を引き上げようとする措置についてみてきたが、次にそれらが如何なる経済的刺激によって実現されようとするのか考察してみよう。

第二節　経済的刺激システムの改善策

(一) 経営単位レベルの新措置

まずこれまでの経済的刺激システムの基本構造を振り返ってみよう。経営は、国家が定めた予約買付量までの農産物の販売乃至引渡しに対して、買付価格による支払いを受けるが、計画超過売渡し分に対しては五〇%の割増金が加えられた。この方法は、第一に経営が割増金を受領したいがための、生産能力の過少申告を刺激する結果となり易い、第二に天候不順による凶作年の諸経営の経済状態悪化を招きやすい、第三に基準価格としての買付価格は往々にして低く、弱小経営は赤字に追い込まれる。そして現にある欠損経営の経営努力が評価されず、改善の経済的刺激がない、といった欠陥をもっていた。

今回の改善策は、これらの欠陥に対処できるものと考えられている。その基本構造は次のようである。これまでの固定計画量は、各経営が過去五ヶ年間に成し遂げた国家への年平均販売水準に取って替わられる。割増はこれを上回る分に対し、五〇%の割増金が加算される仕組となる。そのため基準となる買付価格には、これまでの生産物の計画量以上の販売あるいは過去数年に得られたレベル以上の販売に対して支払われた割増金が含められることになった。この方法によって事態がどう変化するかといえば、各経営がプレミアムを受けとろうとすると過去五ヶ年の年平均以上の実績を上げなければならない。だがこれは、優良経営ばかりでなく欠損経営の収益改善の道を切り開かせるものになる。もっとも基準価格たる買付価格が今後とも適正水準を維持することが要件となろうが。一応条文中には、今後買付価格の改訂にあたっては、コルホーズ、ソフホーズの経済計算強化と拡大再生産確保の条件を創り出すことを目的とするよう銘記はされている。ソビエトの農業専門家によって農業経営が拡大再生産を行なうのに必要な収益率は四〇～五〇%と見積られているが、これまでのところ各農産物毎の収

益率格差が拡がりすぎ、その是正が求められてきた。クラスノピフツェフによれば、買付価格に含められる割増金の総額は三六億五千万ルーブル、そのうちの二一億ルーブルはこの目的に振り分けられる[7]ということで、幾分か格差が是正されるものと考えられる。さらに決定の中には、一九八一年に新たな割増のために支出される額は四〇億ルーブルであることが明らかにされており、これらの効果の程が注目されるところであろう。

以上がいわば経営単位の生産の刺激策であるが、次にその構成員に対する経済的刺激がどう変ったかみてみよう。

(二) ソフホーズ勤務員への経済的刺激策

ここでなぜコルホーズを外すかといえば、それ以外の農場・企業は国営の経営単位であり、国家の定めた賃金フォンドと利潤計画の特別会計項目を持ち、これが構成員の経営に対する利害関心と結びつけられるようになっており、十一月決定もこれに特定した改善策を打出しているからである。

(a) 物質的奨励基金形成の新方法

計画以上の業績を上げた経営の勤務員にはボーナスを支給し生産の刺激とする訳だが、その資金源となる物質的奨励基金は、今回の決定ではどのように形成されることになったかといえば (i)過去五ケ年間に達成された年平均水準と比較した農産総生産高の増加率(%)ごとに利潤の%で確定されたノルマチーフによって (ii)利潤の獲得のために確定されたノルマチーフによって、と規定されている。これだけの記述では、もう一つ実際の算出方法が明らかでないかもしれない。幸いこの四月に、新しい物質的奨励基金規則[9]が出され、その中で詳しい内容が公表されているのでそこで示めされたモデルを用いて説明しておこう。

例えば今、あるソフホーズの一九七六―一九八〇年までの年平均農業総生産高が一九三万ルーブル、一九八一年の予測総生産高が二一〇万ルーブル（成長率九％）とし、そのうち貸付分の生産フォンド使用料二万ルーブルを差引いた計画利潤総額が六八万ルーブルと仮定する。上級機関は、(i)計画利潤から物質的刺激基金への控除率は一五％を上限とする　(ii)控除の少なくとも五〇％は農業総生産高における増大のために当てるとの規定に基づき、この場合諸要因を加味して控除率を一〇％とし、さらに控除額の五四％を総生産高成長のために残りの四六％を利潤獲得のために振り分けたとすると、それぞれの控除率は、計画利潤の五・四％、四・六％分に相当することになろう。そこで総生産高を増加した場合の物質的奨励基金形成ノルマチーフは〇・六％（五・四％：九％）、利潤獲得には四・六％のノルマチーフが当てられる。ここで注意されたい点は、生産高増大により大きな比重がかけられている点である。

以上が規則に例示されたノルマチーフ算出法であるが、今このソフホーズの八一年の総生産高実績が二〇九万ルーブル、獲得利潤六九万ルーブルとするとどういうことになるかといえば、この経営が取得できる物質的奨励基金は、総生産高増加に対して三・三万ルーブル、利潤獲得に対して三・八万ルーブルから成り、合計七・一万ルーブルとなる訳である。

ところでこれまでの規定は、いわば優良経営向けのものであって、低収益あるいは欠損状態で操業している経営の場合にも、生産の増大と経営内容の改善を促す意図から、別の物質的奨励基金の形成方法が用意されているのも今回の決定の特徴である。この場合には、(i)過去五ケ年間に達成された年平均水準と比較した農業総生産高における増加率（％）ごとに総年次計画賃金フォンドの〇・三％までを控除　(ii)欠損の低減に対して、その額の

一五%を控除することで基金が形成される。ただしその総額は年次計画賃金フォンドの一二%を超えてはならないことになっている。

(b) 経営者・専門家の報酬制度

経営単位でこうして形成された物質的奨励基金は、賃金基金と合わせて次にその構成員に配分されることになるのであるが、その場合構成員を経営者・専門家と一般の労働者に分類してみなければならない。まず前者から始めよう。

経営者・専門家には、(i)過去五ヶ年に達成された年平均水準と比較した農産物の販売（生産）量における増加率（%）ごとに——職務給年額の二%までの範囲で、前者は賃金基金から、後者は先の物質的奨励基金の中からボーナス支給される。なお赤字経営の場合には、過去五ヶ年間の年平均総生産高と比較した農産物の生産増加を条件として、過去五ヶ年の年平均欠損規模との比較で、欠損の低減を達成した場合にその引下げ額の五%までの範囲でボーナス支給が受けられる。

ジュリコフによれば(10)、ソ連でこのボーナス支払の新原則が論議された時に、ある経済学者達がこの方法では周囲の農場より高水準の生産を達成している農場の専門家は、現在受けとっているよりも、より低いボーナスを受けとることになると主張したという。確かに前掲の規定だけではそれらの見解は正しかったはずである。だが新原則は、ジュリコフがいうようにそれに対する配慮が用意されている。第一に穀物収穫高、家畜・家禽生産高、労働生産性で高い指標を達成した経営者・専門家に対して、上級機関が確定賃金基金の限度内(基本給の二ヶ月分)

でボーナスを支給する。第二に、経営者・専門家が最高の支払いを受けているグループの企業に設定された生産物販売量を五〇%以上超えた場合に、その経営の経営者・専門家の基本給が一〇～一五%アップされる。

さて今回の措置では二段構えのボーナス制度となっていることが理解されたことと思う。なぜこのように複雑化したのかといえば、ジュリコフによれば、これは「旧ボーナス支払条件の下では、生産・販売計画を達成せずに、利潤をボーナスの形で、基本給の五～六ヶ月分取得する例がしばしばあった。利潤・生産増加計画すら達成しない場合もしばしば。全ての指標が低下した場合にも、利潤をボーナス支払いしていた」[11]という弊害を是正するためである。特に今回、利潤からのボーナスは基本給の二ヶ月分までとされているのはこうした背景による。

経営者・専門家についての最後になったが、彼らは確定計画の達成に成功しなかった場合にはしかるべき責任を取らされる。具体的には、上級機関によって利潤増加・利潤獲得のためのボーナス額が五〇%以上削減される処置を受ける。

(c) 労働者の労働報酬とボーナス

個々の労働者の場合、その支払い方法は〈出来高—割増制〉と〈請負—割増制〉のいずれの制度の下に置かれているかによって異なってくる。しかし、いずれの労働集団（作業隊（ブリガード）、作業(中)隊（アトリヤート）、班（ズベノー））単位の農作業量とその最終成果の結合に力点が置かれている。

出来高—割増制は、今回の決定で二本立てになるという本質的な変化がもたらされた。〈労働集団による農作業量に対し、賃金率と生産高ノルマを考慮して決定された出来高報酬率で〉という従来の規定に加え、最終結果に対する利害関心を持たせるため、次の規定が加わった。即ち〈獲得生産高に対し、農作物の種類によって、生

産物単位当りの賃金報酬基金の二五%あるいは五〇%を建前とした報酬率で)、但しこの場合の労働報酬は原則として年次生産計画の八〇%の達成を条件としている。なお今回の決定では、賃金報酬基金の五〇%までの増額が認められた。

しかしながらこうした出来高—割増制の改善が図られるも、労働報酬と最終成果を結びつけるという点では、請負—割増制の比重が高まってきていることが注目される。ジュリコフは「請負—割増制の有効性は、新措置が導入されていまやかなり高くなるであろう」[13]と述べているが、それはこの制度が、作物収穫高や家畜生産高が高まれば、生産高に対する報酬率が上がるようになっているからである。今回、請負—割増制の場合、生産高に対する報酬率決定のための賃金報酬フォンドの一五〇%までの増額ができることになっている。なおジュリコフは、この制度は定期的な前金支払と結びついて大きな効果を生むことに注意を喚起している。

労働者に対する報賞制度に関しては、今回三つの重要な改定が盛り込まれている。その一つは、企業長に経営で作成された指標に従って労働者にボーナスを支給する権限が与えられたことである。このやり方はすでにエストニア他のソフホーズで成果を上げていることが報告されてきており、今回その経験が大々的に採用されたものらしい。最近発表された規則によれば、経営者がこの目的に利用できる額は、物質的刺激基金の二〇%までだが、なお再分配額と合わせて年度の物質的刺激基金への控除が、年次計画賃金フォンドの一二%を超えない場合には、社会文化及び住宅建設基金から二〇%を限度として振替えができるとなっている。またこれらのボーナスの支給は、労働生産性、コストあるいは直接費用の引下げ、生産高増大、品質向上等々の刺激と結びつけられねばならないと規定してある。

その二は、生産隊集団（評議会（ソビエト））に、成員のボーナス・賃金額を決定する権限が付与されたことである。ここでは、職種技能と兼職による労働生産性の向上に対し、割増や補足支払を受けるメンバーを推薦し、経営内社会主義競争の勝者とそれらの報酬額を決定する。

その三は、労働生産性の成長を促す意図から、兼職するなどの手段で人員を削減し、なおかつ確定労働量の達成を可能にした労働者、特に重要な職種で高度な技能を発揮した熟練労働者に、その働きによって生じた計画賃金基金の節約分から割増支給が行なわれる。これは工業でよく知られている〈シチョーキノ方式〉をソフホーズにも当てはめてみようとする試みである。割増額は賃金基金の一%を超えないものと決められており、もし労働指標が低下した場合は取り消されてしまう。

労働生産性とならんで、農産物の品質改善もいわば焦眉の問題であり、前記の措置と平行して、農作物栽培の手作業に従事する先進的労働者に、その技能改善により大きな物的利害を与えようとの配慮から、称号が授与されることになったことも特筆に値するかもしれない。分類は二つで〈農作物一級栽培師〉と〈農作物二級栽培師〉で、これには前者には二〇%の賃金増、後者には一〇%増が伴う。

以上が、十一月決定の主要内容であり、この他に細かな規定や新措置が効果を上げやすいようにと、財政的援助措置についての規定が付け加えられている。ところで、先のジュリコフによれば、ソフホーズ経営の総所得中に割増・ボーナス支払額の占める割合は、七〇年代後半に一九%に上っているという(14)。一九六四年のその割合が四%であったことからみて、経済的刺激策がソフホーズ勤務員の労働に与える影響は顕著であるといえるだろう。

それだからこそソ連では、経済的刺激策の方法が計画システムの在り方とともに絶えず問題にされてきたし、今回の改定以後も焦眉の問題に合わせて改善されていく可能性がある。従って今回の措置がどれ程ソビエト計画経済において普遍的な意味を持つか判断し難いのであるが、それでも今回の改定は、国民経済の計画的発展を確保するために、スターリン時代のように強制調達がかなわぬ現在、経済的方法を最大限に利用して、国家の食糧計画とその要の調達計画に対する悪天候の影響を如何に最小限にするかの工夫に満ちていると著者には思える。

第三章　個人副業経営の役割強化

第一節　個人副業経営の地位の変遷

我々はここで今年一月に出た個人副業経営に関する追加措置について考察するのであるが、まずその個人副業経営の概略を説明しておきたい。

個人副業経営（личное подсобное хозяйство 以下ЛПХ（エルペーハー）と略す）とは、コルホーズ員、労働者、事務員、他市民が、国家から〇・五haほどの土地を借りうけて（従ってごく少額だが土地使用料を支払う）、農畜産物の生産を行なうものであり、その土地が普通は住宅のそばにあるため住宅付属地（自留地）とも呼ばれる。そのソ連国内での総面積は一九八一年一月現在約八〇〇万ha（作付面積は六〇五万ha、因みに共同セクターの総作付面積は二億一千万ha）、飼育家畜頭数は約二三一〇万頭（全国の家畜総頭数の二〇%）でしかないが、そこで生産される農畜産物は、一九七七年数値で、国内農業総生産高の二五%（このうち農作物一九%、畜産物三一%）と高い比重を占めている。個々の生産物でのЛПХの比重は、例えば、じゃがいも五九%、野菜三一%、食肉三〇%、牛乳二九%、卵三三%

(以上一九八〇年統計)、果物四五%(一九七七年)とかなり高いものがある。これまでのところこれらの生産物の大部分は自家消費用であり、余剰農産物が商品生産物として消費者協同組合・コルホーズに売却されたり、コルホーズ市場で販売されるなどしてコルホーズ員世帯の貴重な収入源(総所得の¼)となってきた。

これまでもЛПХはソ連農業に不可欠の存在として、重要な役割を演じてきたのだが、イデオロギー的にみると、それは個人的所有の構成部分として、いわば社会主義社会の〈遅れた部分〉を代表していた。それ故にЛПХはその時々の政権のイデオロギー解釈による曲折の道を経てきた。周知のように、フルシチョフは共産主義建設を焦るあまり、ЛПХの存在の意義を軽視し、政策的に制限する措置をとった。しかしそれは後に、彼の〈主観主義〉と批判された農業政策の代表例の一つにも数え上げられることになった。後任のブレジネフは、フルシチョフを失脚させた六四年の十一月の報告の中で「コルホーズ農民、労働者、事務職員が自分の要求をみたすために、いわゆる個人的副業経営の可能性を無視することは正しくないであろう……この数年間、この分野では根拠のない制限措置がとられてきた」[15](強調は著者)と前任者を批判すると共に、ЛПХに加えられた家畜飼育制限を撤廃する措置を打ち出した。ブレジネフには、〈ソ連農業の経済的諸条件は個人副業経営を制限していくような施策がとれる程には成熟していない〉という認識があったのである。そしてこの認識は、一九六九年に「新コルホーズ模範定款において、副業経営を従来よりもより積極的なものに位置づけ」[16]るものとなった。しかしその含意がこの時にすでに中山弘正氏の言うように「個人副業と社会化経営という二重構造はかかるものとして、ソ連農業の中にいわば半永久的に定着せしめられ、この二者をあやつりながらできるだけ多くのものを農村から引き出していく、という方針が確定」[16](強調は著者)したものといえるか、その後七〇年代後半に至るまで、特に目立

ったΛΠXに対する積極的な施策が与えられなかった点などを考慮すると異論を覚えざるをえない。むしろ最近までソビエト当局は、この私的部門は、共同セクターの成長とともに自然消滅の道をたどるのであるから〈行政的措置による廃絶〉はしないという立場を貫ぬいてきただけで、党綱領に謳う運命の裁断を放棄することも、新しい認識を取り入れようとすることもなかったのだ。

ΛΠXが再び三たびクローズアップされるようになったのは、やはり一九七五年の大凶作を契機としてであろうが、本格的な議論として展開され始めたのは一九七七年の新ソ連憲法制定に当っての草案審議以後のようである。このころから、従来のΛΠXに対する政策を消極的であると批判する声が高まってきた。

ここでそうした論議の全貌を紹介することはできないが、いわゆるΛΠX積極的活用論がどのような新たな理論展開を行なっているか、その一端を要約的に紹介しておきたい（強調は全て著者）。

(i)従来ΛΠXの経済的役割に言及する場合、指数に商品化率を使って、ΛΠXのそれは一〇%しか供給していないとして役割を軽視してきたが誤まりである。総生産高によってこそ真の役割が明らかにされる。この部門の生産物は九八〇〇万人にのぼる農村住民を主なる消費者としており、その人口の漸次的低減傾向故に、その役割はまだかなり続く（ディアチコフ・ソローキン）[17]

(ii)商品化率が低いというが、これらの数値は村民仲間や都市居住民との直接取引は考慮されていない（ボローニン）[18]

(iii)ΛΠXの商品生産物は、国家調達・コルホーズ市場での販売により国家の食糧バランス形成に決定的な役割を担っている。それがとどのつまりは社会的部門がこれに代ってしなければならない場合に必要な巨額の国家資

金の節約に繋がっている（ディアチコフ・ソローキン）[19]

(iv) ЛПХはいまや農民の非社会的生産の残滓ではなく、勤労者の個人的所有の要素である（ニキフォロフ）[20]

(v) ЛПХは資本家的商品生産に転化しえないものであり、社会主義の下の個人的所有の社会主義的性格を否定することは根拠薄弱であり、論理的矛盾である（ディアチコフ・ソローキン）[21]

(vi) ЛПХは三段階を経て消滅するのだが、ソ連ではまだ第二段階にある（ディアチコフ・ソローキン）[22]

(vii) 社会的生産の発展は、コルホーズの専業化を促し、これまでの農場内の自給自足体制が変化する。そこで農民世帯への多種多様な生産物の供給者としてのЛПХの意義が保持されていく（シュメレフ）[23]

(viii) ЛПХの小経営家畜飼育法は効率的で、それによって利益が上がるのだからそれらの収入はまっとうな金である（リシーチキン）[24]

これらの中で、特に注意を喚起しておきたいのは、(vii)のシュメレフの考えで、その中には、コルホーズがアウタルキー的体質を変えていく過程で生じる、ソ連経済の構造に起因するジレンマ――つまり社会的分業の深まりとともに農村内部から発生する農産物需要にも応じられる速さで社会的部門の生産が伸びていかない問題に対する明瞭な認識があり、そこにЛПХの新しい役割を発見しているのである。これは社会的部門が発展していくに従い、ЛПХは経済的に不要になっていくとした党綱領の単純なテーゼに対するアンチテーゼといえないだろうか。

第二節　追加措置の主要内容

今回出されたЛПХについての追加措置は、前節で取り上げたЛПХ積極的活用論者達の考え方をよく反映し

ている。その内容は、経済評論員のJI・ボスクレセンスキーの解説文に適当な要約が与えられているのでこれを引用してみたい。

「この決定によると、家畜と家禽を飼育し、買い付ける契約やこれまでの限度以上に牛乳を買い付ける契約を、個人の市民と結ぶこと（もちろん双方の同意を得て）がソフホーズに許可され、コルホーズにも勧告されている。またコルホーズとソフホーズは、契約相手の個人の市民に幼畜や鳥のひなを割引いて供給したり、飼料を確保したりして、援助しなければならない。付属地の所有者には家畜が飼うための多額の融資が行われる。国は一時的に共同生産部門で使っていない予備地を追加分として副業経営をやっている個人に分ける用意がある。住宅付属地の家畜飼料頭数と付属地の面積の基準の現行の上限が引き上げられる。住民への建設資材の販売量は増やされ、農具賃貸所が設けられ、付属地での労働をらくにするミニ機械化手段の生産が促進される」[25]。これが追加措置の主内容である。家畜についての新措置は、一九七七年にボロネーズ州その他の地区で実践に移された家畜の委託飼育制を取り入れている。これまで報告されてきた事例によれば、このやり方は養豚肥育で好成績を上げている。前節でも取り上げた経済学者リシーチキンのボロネーズ州の視察報告の中では、この制度が工業的方式による家畜飼育より家畜の生態特性に合っているせいか、生産者に高利益をもたらす成果を上げていることを強調している。今回の追加措置も、委託契約制度のこうした生産面での私的利益と社会的利益の結合を評価しての導入になったのであろう。

流通面の新措置は、国家調達機関・消費者協同組合組織がJIIXの余剰農産物の契約買付けを組織・強化することを謳っている。農場内の余剰農産物の販売を組織化する方針は、すでにフルシチョフの農業改革に盛り込ま

れた事柄であり、ブレジネフ政権も消費者協同組合中央連合を中心にこの実践を推し進める方針をとってきた。だがこれまでのところЛПХの農産物については、小売総売上高を評価指標として持つ消費者協同組合にとっては、規模が小さく、調達作業に手間がかかる割に収益にならないという事情のため、それ程積極的に組織化されないままになっていた。今回ЛПХの生産増大を図るにあたって、調達センター網を整備し、それらの生産物を本格的に組織化—即ち契約買付けしようというのである。

勿論コルホーズ市場の存続は従来通り容認されているから、以上の調達対象とならない余剰産物はコルホーズ市場に運ばれるであろう。しかしここでも組織・機関の介入が予定されている。即ちそれら農畜産物の委託販売である。現在すでにそうした業務を行っている販売サービス局が一〇コルホーズ市場に一つの割であるが、追加措置はその発展を図るよう指示している。

以上が追加措置の概要であるが、そのねらい、あるいはそれによる利点とは何であろうか。例えばボローニンなどは販売が組織化される経済的利点を特に強調する一人である。ЛПХ所有者の個別的販売によって、年間延べ二億労働日相当が費やされ、しかもその手間のためコルホーズ市場価格が割高になっている。これに対して消費者協同組合の小売価格は、現在でもコルホーズ価格より二・三割低く、それだけで五億ルーブルの節約となるのだから、組織化を推進し生産物の規則的な流れを確保し、市場価格の引下げと低価格水準の維持を図るべきだ、というのがボローニンの考えの論旨であった。(25) 確かにこれまでЛПХの役割が論じられる場合、それは結局金儲け目当ての私的利益の追求に繋がるということが難点になっていた。生産・販売の両面からЛПХを組織化することでこの難点は多少克服されるかもしれない。そして同時に生産の増大が図れれば、追加措置のねらい通りの

ものかもしれない。だが果たして事態は今回の措置に従って、ЛПХが組織化され、それによって節約された労働力の投入により社会的部門の発展を促すような展開にそうあっさりなるだろうか。我々には何よりもこの追加措置の浸透そのものが当局者の思惑通りに進むかさえも多いに疑問を持っている。というのも組織化が進み、十分予想されることだが、制約が増えた時に、ЛПХ所有者は特別ЛПХに経済的利益を見出せなくなるであろうし、たとえそれがなくとも個人農業への転換がありえず、現在では請負の独立した経営としてこれの労働に専念できる条件もないのだから、当局が意図するようなЛПХの発展に農民がそれ程乗り気になるとは思えない。多くのソビエト市民は、今回のЛПХ拡大の方針を食糧問題に頭を悩ます当局者の緊急の臨時的措置と受けとるのではないだろうか。

それでもなお我々は先の理論的展開と合わせて、別の側面から考慮しておくことも必要であろう。それというのはシュメレフの考えと関連するのだが、社会的部門が農工複合体の核として発展した場合に、こんどはそこから吐き出される労働力が主として手作業を専らとする年配者や主婦であろうから直ちに他の部門の労働力に転化し難く、依然として社会的部門が多種多様な農産物需要に応じることができない状態の下では、ЛПХの役割が現在以上に高まらざるをえない。こうした現実的な論理的可能性も残されているということである。当面は、国家調達計画を推進するため、農民の個人的利益と合致する形で農村のアウタルキー的性格を維持する重要なセクターとしての役割を担っていくであろう。

（1）グルシコフ「ソ連の〝物価問題〟」『今日のソ連邦』No.2　一九七九年　四七頁

（2）川野重任「世界の食糧・日本の食糧」泰流社　一九頁

(3) 柴山露夫「一九七五年における穀作等の凶作とその影響」農政研究センター編『ソ連の農業・食糧問題』所収　御茶の水書房　一九七七年　一八頁　第1－2表の数値を百分率にして利用

(4) Об улучшении планирования и экономического стимулирования производства и заготовок сельскохозяйственных продуктов《Экономическая газета》No. 52 Декабрь 1980 года стр. 5—7

(5) О дополнительных мерах по увеличению производства в личных подсобных хозяйствах граждан《Экономика сельского хозяйства》No. 2 1981 стр. 3—7

(6) А. Краснопивцев, Совершенствование планирования сельского хозяйства《Экономическая газета》No. 4 январь 1981 года стр. 19

(7) 同前

(8) Полохение о фонде материального поошрения совхозов и других государственных сельскохозяйственных предприятий.《Экономическая газета》No. 22 май 1981 года стр. 16

(9)—(14) В. Журиков, Новые условия стимулирования работников совхозов.《Экономическая газета》No. 6 февраль 1981 года стр. 18

(15) ブレジネフ「十月革命四十七周年記念祝賀集会におけるブレジネフ第一書記の報告（六四年十一月六日）」ソビエト年報一九六七版所収　民主主義研究会　六一九—六二〇頁

(16) 中山弘正「一九七〇年代のソ連農業と政策」前掲『ソ連の農業・食糧問題』所収　一五二頁

(17)・(19)・(21)—(22) Г. Дьячков, А. Сорокин, Роль личного подсобного хозяйства《Экономика сельского хозяйства》No. 1 1980г. стр. 62—69

(18) В. Воронин, Личные подсобные хозяйства и торговля《Вопросы экономики》No. 6 1980 стр. 118—124

(20) Л. В. Никифоров, Влияние личного подсобного хозяйства на уровень и условия жизни сельского населения 〈Аграрные проблемы развитого социализма/Под ред. Л. Я. Горелик: Иедательство 《НАУКА》, 1980г, стр. 492—509〉

(23) Г. Шмелев, Обшественное производство и личное подсобное хозяйство. 《Вопросы экономики》 No. 5 1981 стр. 66—74

(24) Г. Лисичкин, Большие возможности малых ферм 《Литературная газета》 Декабрь 17 1980г. стр. 10—11

(25) L・ボスクレセンスキー「食糧生産に貢献する住宅付属地」『今日のソ連邦』No. 7 一九八一年 四六頁

(26) В. Воронин, 前掲書